

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第7回）議事録

1 日 時 平成20年9月5日（金）17:30～19:05

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、根岸 哲、村上 輝康、安藤 真、大谷 和子、
岡田 仁志、木村 忠正、長田 三紀、中村 伊知哉、舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、桜井総合通信基
盤局長、戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、久保田官房審議官、
武内電気通信事業部長、吉田電波部長、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通
信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第7回）」を開催させていただきます。

本日は皆様ご多用のところ、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。本日、村井
主査代理、清原委員、國領委員、菅谷委員、濱田委員、藤沢委員は所用のため欠席とのご連絡を
受けております。

前回の会合におきまして委員の皆様にご了承いただきましたとおり、本日は制度見直しに向け
た「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（案）」を議題とさせていただきます。

それでは早速、議事の進行に入らせていただきます。

まず事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 議事次第の後、資料1といたしまして、前回第6回会合の議事概要、
それが1枚ございます。資料2といたしまして、通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジ
ェンダ（案）、こちらが9ページまでございます。資料3といたしまして、通信・放送の総合的な
法体系に関する検討アジェンダ（案）補足説明資料、A4横の資料でございまして、こちらが4
1ページまでございます。そして、資料4といたしまして、ヒアリング実施案、こちらが1枚も
のでございます。

参考資料といたしまして、中間論点整理をお手元に配付をさせていただいていると思います。

過不足ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

(2) 通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（案）について

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（案）につきまして、これからご審議をお願いしたいと存じます。これは全体を3つのパートに分けてご審議をちょうだいしたいと思います。

まず第1のパートといたしまして、1の法体系全般、2の伝送設備規律、3の伝送サービス規律、これをお願いいたします。2番目のパートといたしまして、第4のコンテンツ規律。それから3番目のパートといたしまして、残りのプラットフォーム規律、レイヤー間規律、利用者利益の確保・向上のための規律、そしてその他の論点、こういった順序で進めさせていただければと存じます。

それでは、まず、第1の法体系全般から第3の伝送サービス規律につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

ア 「1. 法体系全般」、「2. 伝送設備規律」及び「3. 伝送サービス規律」

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料2と適宜資料3を使わせていただきまして、ご説明をさせていただきます。

まず資料2の1ページは、これまでの経緯を書いてございまして、「はじめに」の第3パラグラフをご覧くださいと思います。本検討アジェンダ（案）は、中間論点整理、そしてこれに対して寄せられましたパブリックコメント等を踏まえまして、改めて本委員会においてご審議いただく事項等を整理したものでございます。本アジェンダ（案）を踏まえつつ、今後、関係事業者や有識者の方からのヒアリングを行わせていただきまして、審議を深めていただければと思っております。本日ご用意いたしました事項について不足があれば追加を、修正すべき点があれば修正をお願いしたいと思っております。

2ページをお開きいただきたいと思います。法体系全般についてでございます。

従来の通信・放送サービスは、サービスごとに個別にネットワークが構築されまして、ネットワークとサービスが1対1で対応する形態をとってまいりました。これに応じて現在の法制度もネットワークとサービスが1対1で対応しておりまして、サービスの態様ごとに規律の体系を構築する、いわば縦割り型を前提としております。しかしながら、デジタル化、ブロードバンド化、IP化に伴いまして、多くのサービスが多様なネットワーク上で伝送可能となっております。ネットワークとサービスの1対1の対応が崩れ、サービスごとにネットワークを区別する合理的な根拠が失われつつございます。

また、従来は回線交換網を使いました音声電話のように、エンド・エンドベースで一事業者がサービスを提供する形態が主流でございましたが、端末、伝送サービス、アプリケーションごとに異なる主体が連携して、一つの事業モデルを構築する形態も増加してきている状況にございま

す。

そこで、このように市場環境が変化する中にございまして、市場の水平化に対応して可能な限り規律の大きくくり化を検討することは適当かという点について、ヒアリング等で伺ってみたいと考えているものでございます。

また、事業間の垂直的連携に対応いたしまして、ネットワーク設備の設置者と当該設備上でサービス提供を行う方との間で、自由な組合せを可能とする法体系を検討していくことは適当でしょうかという点についても、ヒアリング等でお伺いをしたいと考えてございます。

また、②といたしまして、通信か放送かの区分にとらわれない新たなサービスの提供や、事業者による迅速かつ柔軟な事業展開を促進するとともに、法体系の適用関係を明確化いたしまして、同一のサービスには同一の規律が適用されることによって、統一的な競争条件の確保や利用者の保護を検討することは適当かという点についても、お伺いをさせていただきたいと考えているものでございます。

具体的には、現状のいわば縦割り型の法体系について、まず現状の法体系について見直しを行い、その上でコンテンツ、伝送サービス、伝送設備という3つのレイヤーを観念いたしまして、全体として合理性のある法体系に改め、レイヤー内及びレイヤー間の事業展開の自由度を高めるとともに、レイヤー内及びレイヤー間の規律を可能な限り合理化いたしまして、統一的な競争条件及び利用者保護を検討することは適当かという点について、お伺いをさせていただきたい。

その際、新たな法体系の理念・目的、包括化すべき法律の範囲、情報流通における配慮事項及び規律の国際化等についても検討することは適当かというアジェンダとさせていただいております。

おめくりいただきまして3ページ、伝送設備規律に移らせていただきます。まず電波利用の目的・区分につきまして、多様な用途に利用できる伝送設備の整備が進んでおりますことから、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討することは適当かと。

具体的には、従来からの電気通信業務用又は放送用の無線局に加えまして、柔軟なビジネス展開を可能にするために、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度につきまして、国際法規との整合性の確保、電波法の目的等を踏まえて検討することは適当かという点について伺わせていただきたいと思いますと考えているものでございます。

この点につきまして、資料3で補足をさせていただきたいと思っております。国際法規との整合性の確保という点でございます。資料3の3ページをお開きいただきたいと思います。電波監理の国際的な枠組みはITU憲章等において定められております。

その44条を抜粋してございますが、構成国は、日本もその一員でございます、使用する周波数の数とその幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。これによりまして我が国の電波制度も運用されているわけでございます。

そして45条をご覧いただきたいと思います。すべての無線局は、正当に許可を得て、かつ、

I T Uの無線通信規則に従って無線通信業務を行っている無線局に有害な混信を生じさせないように設置し運用しなければならないこととされております。各構成国は、正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に前項の規定を遵守させることを約束することとされております。

4 ページをお開きいただきたいと思います。I T Uの無線通信規則から抜粋をしております。連合員の主管庁は、我が国で申しますと総務省でございます、この章の周波数分配表又はこの規則のその他の規定に反していかなる周波数も局に割り当ててはならないとまずされております。その上で、ただし書きにおきまして、周波数の割当てにおいて、正当な無線業務に有害な混信を生じさせないこと及び有害な混信からの保護を要求しないことを明示の条件とする場合はこの限りでないとしておきまして、N I Bと呼ばれております。このN I Bにつきまして、我が国では実験試験局そして臨時かつ一時の目的のための無線局の免許に用いられておりますが、この場合、国際的に保護されないという不安定な地位に甘んじることになります。

無線通信規則の周波数分配表に規定される以外に、各国の要請に基づきまして付加分配・代替分配が行われることがございます。この付加分配等を行っていただくためには、3～4年ごとに開催されます世界無線通信会議で議論され、周辺国などの影響を受ける国の反対がないことが前提となっております。この反対がない、了承されますと、周波数分配表の下に脚注のような形で注記がなされるということをごきまして、日本でもこうした例がございます。

その上で、周波数分配表と我が国の周波数割当計画等を見ていただくためにご用意したのが、5 ページでございます。5 ページの下の表をご覧くださいと思います。我が国の周波数割当計画から抜粋をしております。①で表しておりますのは、I T Uの無線通信規則における周波数分配表でございます。日本は第三地域に当たります。ここでは87～100MHz、あるいは100～108MHzの周波数帯をお示ししております。

このI T U、R Rの周波数分配表におきまして、まず100～108MHz帯につきましては、放送の用途に使うこととされておきまして、これを②に引き移して見ていただきますと、我が国の周波数割当計画でも、放送の態様に使うこととされ、無線局の目的として放送用とされておききます。

ここは放送として使うということをごきますが、87～100MHz帯につきましては、①の周波数分配表におきまして、固定、移動、放送に使うこととされておききます。R R、国際法規におきましては、固定、移動、放送というアローワンスがあるわけをごきますが、我が国の周波数割当計画におきましては移動と割り当てている。この国際法規におきましてアローワンスがある限りにおきまして、通信・放送両用の無線局をどう制度化していくかが今後の課題ということをごきます。

恐縮でございます。資料2の3 ページにお戻りいただきたいと思います。電波利用の手続につきまして、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするために、手続面で、例えば以下の点などについて検討することは適切かという点についても、ヒアリングでお伺いをしたいと考えておききます。

まず、地理的に広範に多数の無線局を開設することが必要なサービスに関しまして、現在は携

帯電話の基地局等のみに認められております特定基地局の開設計画の認定の対象として追加すべき無線局があるのかないのかという点でございます。

それから、新システムの導入のために簡素化することが可能な手続の有無についても、お伺いをしたい。また、これら（１）（２）以外に検討すべき事項があるかどうかという点についても、ヒアリング等で検討を深めていってはどうかと考えているものでございます。

４ページにお進みいただきたいと思っております。伝送サービス規律についてでございます。まず、伝送サービスの意義につきまして、現行法の電気通信役務の概念、定義を踏まえまして、電気通信設備を他人の通信の用に供するサービスとする方向で検討することは適当かと。伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲については、どのように設定することが適当か。

具体的には、受託放送役務、有線テレビジョン放送法上のチャンネルリース、そして有線放送電話、これらは外形的に伝送サービスと類型できるのではないかと。こうした外形的に伝送サービスと類型できるもののうち、規律趣旨が電気通信事業法の規律趣旨と共通するものにつきましては、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込みまして、規律の一元化を図る方向で検討することは適当か。

あるいは、当該規定で捉えきれない部分につきましては、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討することは適当かという問いかけも記述をさせていただいております。

この関連で、資料３の７ページ、８ページをご覧いただきたいと思っております。まず、我が国の現行の電気通信事業法における主な規律について、７ページでご紹介をさせていただいております。

参入につきましては、原則届出でございます。伝送路設備の規模が一定規模を超えます場合は登録をさせていただいております。退出につきましては事後届出でございます。

料金・約款規制につきましては、原則として自由でございます。ユニバーサルサービスあるいは指定電気通信役務、これは指定電気通信設備を使った一定のサービスでございますが、これらについてのみ約款あるいは保障約款の作成を求めているわけでございます。原則は、私どもデタリフ化と申しておりますけれども、料金・約款規制はないということでございます。

そのかわり、利用者保護措置といたしまして、事業休廃止の際に利用者に対する事前周知、役務の提供条件に関する説明義務、そして苦情処理義務を課しているところでございます。接続につきましては接続請求応諾義務が原則でございます。一定の指定電気通信設備を設置される事業者の方々にのみ、非対称規制を強いているところでございます。

これを踏まえた上で、８ページをご覧いただきたいと思っております。衛星放送・有線テレビジョン放送につきまして、外形的に設備を他人の通信の用に供しているのではないかと捉えられるサービスを赤枠でくくってございます。それが受託放送と有線テレビジョン放送におけるチャンネルリースでございます。

まず受託放送、左側の枠でございますが、対委託放送事業者に対しまして、約款を作成し、総務大臣に届けていただくことを求めています。そして、この届け出た提供条件、届け出た提供条件以外の提供条件では、受託放送役務を提供してはならないこととしております。

この届け出た提供条件に差別的取扱事項等がありますときは、変更命令をさせていただきます。

くこととさせていただいておりますし、また、委託放送事業者に対して役務を提供しなければならない、委託放送事業者に対してのみ提供する、そして提供しなければならないという規律を法律上課させていただいております。

有線テレビジョン放送のチャンネルリースにつきましては、他の有線テレビジョン放送事業者に対しまして、提供する条件を定める、施設の提供条件、使用条件を定めることを求めています。これにつきましても不当な差別的取扱いがないことを求めています。そして、施設の提供義務を課しているところでございます。

こうした規律趣旨が電気通信事業法の規律趣旨と共通するものか否かという点、その上で規律の一元化を図ることが適当かどうかという点について、ヒアリング等で検討を深めてはかがかということでございます。

恐縮でございますが、資料2の4ページにお戻りいただきたいと思っております。「有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し」という見出しがついてございますが、有線テレビジョン放送法では、有線テレビジョン放送施設につきまして様々な規定、規律を置いております。まず、括弧書きにございますが、設置の許可制を敷いております。それから、他の有線テレビジョン放送事業者に対する施設の提供義務とございますのは、これはチャンネルリースのことでございます。

それから、施設の譲渡は認可にかからしめてございまして、施設の円滑な設置について、国と地方公共団体は配慮するものとするという法律上の規定がございます。これら現行規律を維持する方向がよろしいのか、現行規律を緩和いたしまして、電気通信事業と同等の規律を適用する方向のいずれの方向で検討することが適当かという点について、ヒアリング等で検討を深めてはかがかということでございます。

有線テレビジョン放送法の規律につきましては、資料3の9ページに概要をまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

資料2の4ページを続けさせていただきます。(3)有線放送電話に係る規律の見直しについてでございますが、有線放送電話につきまして、引き続き現行規律を維持する方向と、基本的に電気通信事業として扱う方向のいずれの方向で検討することが適当かと。現行規律は業務の許可制、業務開始に当たっての許可を求めているという点から、電気通信事業法の届出ないし登録よりはきつい、厳しい規律が課されております。その一方、会計の整理等の義務は課されていないという面がございます。

恐縮でございます。資料3の10ページをお開きいただきたいと思っております。有線放送電話に関する法律について、その概要を説明するページでございます。昭和32年に制定・施行された法律でございまして、有線ラジオ放送用の有線電気通信設備を用いて、その設備を他人の通信の用に供することを有線放送電話役務と定義している法律でございます。参入に当たって総務大臣の許可を必要とする、許可を受けた業務区域は一の市町村及びその隣接市町村内に限ることとされております。

こうした規律が課されているわけでございますが、10ページの右下に有線放送電話施設数の推移をお示ししてございます。施設数でお示ししてございますのは、一つの施設を複数の事業者の

方々が共同でお使いになって業務を行う場合があるからでございまして、この施設数の推移をお示しすることで、数の推移をよりよくわかっていただけるのではないかとということで、拾わせていただいております。

1965年（昭和40年）当時に比べますと、直近の数字で10分の1未満の数字に減ってきているところがございます。比較的地方、過疎地におきまして設置されているものでございまして、運営主体としては自治体、農林漁業団体、公益法人等の方々が多いということでございます。

これら伝送サービス規律の再編、有線テレビジョン放送施設、有線放送電話につきまして、論点をお示しさせていただいておりますが、その他検討すべき事項があるかどうかという点についても、ヒアリングで検討を深めてはいかがかと思っております。

ひとまずここまで説明をさせていただきました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました1の「法体系全般」から3の「伝送サービス規律」のパートにつきまして、ご意見をちょうだいできればと存じますが、いかがでございましょう。

舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 一つだけ単純な質問ですが、4ページの（1）の③ですが、有線テレビジョン事業者による再送信は、外形的に伝送サービスと類型化できるような気がするのですが、規律趣旨が電気通信事業法の規律趣旨と共通しないという意味で抜かれたのかもしれないけれども、このアジェンダ（案）に載せなかった理由を教えてくださいと思います。

【秋本融合戦略企画官】 舟田委員からご指摘をいただきました再送信制度につきましては、資料2では5ページに整理をさせていただいております。地上テレビジョン放送の再送信ということで、コンテンツ規律と位置付けてはいかがかと事務局としては考えまして、こちらに整理をさせていただいておりますが、伝送サービス規律ととらえるべきではないかという、そのほうがいいということであれば、記述を改めさせていただきたいと考えております。

【長谷部主査】 私はコンテンツがいいのではないかと思うのですが。

【舟田専門委員】 どちらでもいいですが、取り上げていただければ。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

いかがでございましょうか。大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。まず基本的な進め方について、事務局からヒアリングを主体として、実際に通信と放送の規制のおそらく緩和についての現実のニーズを補足するような形で、規制の在り方を再度検討していくというアプローチをご提案いただいているのは、非常に有益な方法だと思っております。これまでの検討ももちろん事業者のニーズですとか、それから利用者の保護というそれぞれの観点を見ながら検討してきたわけですが、やはり事業者サイドのニーズなどを十分に踏まえてきたかという点、またそれにも濃淡があったと思いますので、それを生の肉声でお聞きする場をつくっていくという今後の進め方について基本的に賛成したいと思っております。

そして質問というか、今回のアジェンダ（案）でも実際に例えば3ページで、例えば電波利用

手続のところでも、放送と通信のどちらでも柔軟に電波を効率的に利用していくことができるような仕組みを導入するのに、無線局の有無ですとか、それから手続の有無を具体的に洗い出そうとしているアプローチについても、基本的に制度改定の目玉になる部分だと思われまますので、適切なアプローチだと考えております。

それで、一点だけご質問させていただきたいのですが、4ページの伝送サービス規律のところ、伝送サービスの意義について、電気通信役務の概念を踏まえて、「他人の通信の用に供するサービス」というふうに検討したいということで記述されておりますけれども、もともと電気通信事業法における大きな広めの定義、電気通信役務の定義と、実際に電気通信事業法が適用される範囲はずれておまして、適用除外の規定が再度確認しましたところ164条にあります、他人の通信を媒介していなければ、これは適用除外であるとか、あるいは構内の通信であれば、これはイントラネットのようなものですが、それは対象外ですとか、実は実際に規律を適用させた範囲と電気通信役務の概念は必ずしも一致していないので、どこまで規制の対象とするのかという点では、この電気通信役務の概念のほかに、電気通信事業法が適用範囲としてきた範囲も前提とすべきではないかと思ひまして、それも、具体的にこの文面に反映させていただく必要があるとまでは思いませんけれども、検討の中での注意すべきポイントとして気をつけていただければと思っております。

質問というか、意見になってしまいましたが、それは十分に意識していただいていると考えてよろしいでしょうか。

【長谷部主査】 それはそういうことでよろしゅうございますか。

【秋本融合戦略企画官】 はい。

【長谷部主査】 どうもご指摘をありがとうございました。

ほかにはいかががございましょう。安藤委員、お願いします。

【安藤専門委員】 3ページ、伝送設備規律の(1)のところ、国際法規との整合性の確保というのは覆せないものだという前提の中でもし議論するとすれば、資料3で、例として5ページに国際分配と国内での運用の例が出ていますけれども、例えば話題の中心になっている通信と放送と自由に使えるようなものを認めることが適当かということに関して言いますと、こういう自由度は、例えば興味のある周波数、低い周波数を中心にして考えてもいいのですけれども、かなりスペクトルとして自由にできるというような認識なのではないでしょうか。それとも、もうほとんどぎしぎしに決まっていて、そういう両方使えるような議論できるところは意外に少ないんだと、その辺のところはいかがでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 資料3の5ページは、国際法規との関係で国際法規のアローワンスをお示ししたのみでございまして、実際に個別具体的な周波数帯につきまして、通信のほかに、周波数割当計画上決められているものに、放送も追加できるかどうかとなりますと、その周波数の利用状況、またお使いになりたい周波数の出力といった点も検証していかないといけないと思っております。

その意味で、あくまで資料3の5ページは、国際的なアローワンスの関係で限定した帯域につ

きまして、企業の方から、事業者の方からご要望があり、そして技術的に混信が生じないという範囲でどう制度構築していくか、ということになってこようかと思っております。

【安藤専門委員】 では、最初は大原則であるITUのRRを見てという議論になるわけですね。いずれにしてもそこがまず担保された中で、日本が自由にできるところが議論の対象にもちろんなってくるということですね。

【秋本融合戦略企画官】 はい、さようございます。

【長谷部主査】 伊東先生は何かありませんか。大丈夫ですか。

【伊東委員】 今ちょうど通信・放送に両用できる周波数のお話がございました。そういうことができればいろいろと新しいことが生まれてくる可能性もあると思うのですが、そのときの技術基準をどうするのかという点がちょっと気になるところでもございます。

放送用の無線局の配置と同じようなネットワーク構成で通信サービスが提供できるのであれば、大丈夫なのでしょうけれど、放送サービスと通信サービスとでネットワークの構築の仕方が違ったりしてきますと、その間の干渉の問題だとか、あるいは空中線電力の問題だとか、いろいろ難しい問題が出てくるのではないかという気がいたしております。

【長谷部主査】 検討すべき論点ということですね。ありがとうございました。

村上委員、お願いできますか。

【村上委員】 2ページの法体系全般のところについてなのですが、中間論点整理の枠組みと比べますと、包括化の対象とすべき法律の範囲はここでは省かれているということと、統一的な競争条件と利用者保護に焦点を絞って議論をするというようなニュアンスを感じられるのですが、この書きぶりの考え方はそういうことなのでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 はい。包括化すべき法律の範囲につきましては、中間論点整理に比べますと、見出しのみここでは記述をさせていただいております。と申しますのも、前回のこの委員会で複数の委員の方から、実益の見込まれる制度改正事項を、個別の制度改正事項を検討していったら、しかる後、法体系をどうするかというアプローチをとってはいかがかというご提案というか、ご意見がございまして、特に反論もなかったかと事務局として認識をいたしまして、法律の範囲ありきという点から議論するのではなくて、個別の規律、規制の改正事項から議論していったら、しかる後、法体系全般に議論を移してはいかがかと考えたものでございます。

質問の2点目、もう一つのご質問でございしますが、統一式な競争条件、そして利用者保護に検討の焦点を絞った意図は全くございませんので、不足している事項がございましたら、ご指摘いただきまして、追加をしていきたいと考えてございます。

【長谷部主査】 いかがでございましょうか。大体よろしゅうございますか。そういたしましたら、どうもありがとうございました。

続きまして、第2のパートでございしますが、4番目のコンテンツ規律につきまして、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

イ 「4. コンテンツ規律」

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料2の5ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、(1)メディアサービスの範囲についてでございます。メディアサービスの範囲につきましては、従来の放送の概念を踏まえまして、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で検討することは適当か。その際、現行の放送が多様化している状態に即しまして、より明確化を図る観点から定義の見直しを検討することは適当かとさせていただいております。

この関連で、資料3の12ページをお開きいただきたいと存じます。12ページは、我が国の現行法におけます通信・放送の定義をお示ししております。電気通信は、「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と定義されております。

放送につきましては、下のほう、まず狭義の放送法第2条第1号をご覧くださいと思いますが、「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」と定義をされ、有線テレビジョン放送法はこれをなぞらえるように、「公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信」と定義されております。

また、これらをくくる形で、役務利用放送法におきましては、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」と定義されております。なお、いわゆる公然性を有する通信につきましては、プロバイダ責任制限法に特定電気通信の定義がございまして、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」と定義されております。ここで、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信、すなわち放送は除かれておりまして、いわゆる公然性を有する通信につきましては、我が国の現行法ではプロバイダ責任制限法の対象とされてございますし、また放送につきましては放送の規律がかかっているということでございます。

諸外国の法制をご覧くださいと思います。13ページにお進みいただきたいと思います。青く網かけをかけたところをまずご覧くださいと思いますが、米国では、放送・ケーブルにつきまして伝送路ごとにサービスを定義してございます。定義規定は下に下線でお示ししてございます。それからEUの指令におきましては、伝送路は意識されておりませんで、公衆の受信、そして番組編成に着目して一元的に定義がなされております。EU加盟国においても同様でございます。韓国では、伝送路は定義規定に入っておりませんで、公衆送信、番組編成に着目して定義がなされているところでございます。

1ページお進みいただきまして、14ページをご覧くださいと思います。EUでは、昨年12月に視聴覚メディアサービス指令が成立しておりまして、2009年12月までにEU加盟25か国では、この指令に沿った国内法をエンフォースすることが求められているところでございます。

中ほどの右側をご覧くださいと思いますが、視聴覚メディアサービス指令におきましては、視聴覚メディアサービスの定義といたしまして、編集責任の下、「電子通信ネットワークにより公衆を対象とする有声動画または無声動画を提供することを主な目的とするサービス」と定義され、この内訳といたしまして、リニアサービスとノンリニアサービスがある。リニアサービスは番組提供者が送信のタイミングを決定し、編集するもの、他方、ノンリニアサービスは受信者が送信

のタイミングを決定するものでございまして、ビデオオンデマンドはこちらに当たるとされております。

そして、このリニア、ノンリニアにつきまして、それぞれ規律が課されているという点を14ページの下の表でお示しをしております。

15ページにお進みいただきたいと思います。韓国の法制におけます放送の定義は13ページで見ていただいたところでございますが、メディアサービスに関しまして、韓国の動向を15ページにまとめてございます。韓国では2000年に放送関連の法律を一本化しております、いわゆる新放送法が制定されております。15ページの右側をご覧いただきたいと思いますが、2000年に衛星放送の規定を整備するとともに、地上放送、ケーブルテレビ放送ごとにあった法律を一本の法律で網羅することとされたところでございます。2004年に携帯電話向けのマルチメディア放送、移動マルチメディア放送の定義を規定すべく、この放送法の改正が行われております。

IPTVにつきましては、昨年の12月に通称IPTV法が制定されてございまして、IPTVによる放送番組の同時再送信等の規定が整備されているところでございます。こうした動向等を踏まえて、範囲についてどう考えるかということでございます。

大変恐縮でございます。資料2にお戻りいただきたいと思います。5ページの(2)でございます。メディアサービスの区分につきまして、日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う特別メディアサービスを区分する方向で検討することは適当か。この特別メディアサービスに求められる機能、役割とは何かについて具体的に検討し、現状を十分に踏まえてその具体的範囲について検討を加えることは適当か。その上で、具体的規律につきまして、まず基本的な考え方といたしまして、特別メディアサービスの役割の確実な実施を担保することを前提といたしまして、情報流通全体の中でのメディアサービスの位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定をレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討することは適当か否かという点についても、ヒアリング等で検討を深めてはいかかかと考えております。

番組規律につきまして、特別メディアサービスについては現在の放送に係る番組規律を基礎とし、その他については個々それに係る規律の合理化を検討することは適当かということをお聞かせいただいております。

それから、先ほど舟田先生からご指摘のございました再送信制度の在り方につきましては、有線テレビジョン放送法にのみ、義務再送信制度と同意再送信に係る裁定制度がございます。これらの在り方を含め検討することが適当かとさせていただいております。

それから、表現の自由享有基準、いわゆるマスメディア集中排除規制につきまして、特別メディアサービスに係るものは現在の規律を基礎とし、その他のメディアサービスに係るものは個々にその合理化を検討することは適当かとさせていただいております。

ここで資料3の16ページをご覧いただきたいと思います。放送の区分につきまして、放送を類型に区分し規律することに関する学説を長谷部主査、濱田委員のものも含めて、3点ご紹介をさせていただきます。

17ページでは、先進諸国におけます放送規律の概要をお示ししております。米国では、いわゆるハードソフト一致で参入規制がなされております。EU加盟国である英国、フランス、ドイツではハードソフト分離でございまして、まず電子通信ネットワークの一般認可、これは届出と同等でございます。届出のほか、マルチプレックスサービスあるいは番組サービスの免許なり許可なりが規制庁によってなされるという制度が施行されております。

韓国ではハードソフト一致が原則とされてまいりましたが、2000年の放送法、新放送法におきまして、ハードソフトの一部分離も可能とされております。放送チャンネル主要事業というのが規定されておきまして、地上波、CATV、衛星チャンネルの全部又は一部の時間の占用使用計画を締結し、チャンネルを使用する事業が規定されております。

日本の放送法、ハードソフト一致が原則でございますが、放送の受委託あるいはチャンネルリース、そして役務利用放送法等々でハードソフト一部分離の制度がございます。

18ページは、我が国における番組規律とその適用関係をお示ししております。

19ページ～21ページまでは、先進諸国におけるテレビ放送に係る放送番組規律をお示ししているところでございます。後ほどご覧いただければと思います。

22ページは、我が国における再送信に係る規律を1枚にまとめてございます。左側でございます。有線テレビジョン放送法にのみ受信障害地域についての再送信義務の規定がございます。協議が整わないとき等に関する総務大臣の裁定制度、この裁定をケーブルテレビ事業者が総務大臣に申請することができることとされております。

23ページは、諸外国、先進諸国におけるマスト・キャリー制度、再送信同意との関係でマスト・キャリー制度を一覧でまとめてございます。日本と同様の義務規定をケーブルのみに課しておりますのはドイツでございまして、他の国ではケーブル及び衛星事業者に対しまして、一定の場合に再送信義務が課されているところがございます。

24ページ、25ページは、我が国におけるマスメディア集中排除原則をご紹介させていただいているページでございます。

26ページは、先進諸国におけるマスメディア集中排除原則をまとめている資料でございます。

恐縮でございますが、資料2にお戻りいただければと存じます。6ページの(5)でございます。オープンメディアコンテンツに係る規律といたしまして、メディアサービスとして提供されるもの以外の公然性を有する情報通信コンテンツ、これをオープンメディアコンテンツといたしまして、このオープンメディアコンテンツに係る違法・有害情報対策につきまして、現在は私法上の権利侵害情報のみがプロバイダ責任制限法の対象となっておりますが、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように、違法情報全般や刑事上の責任というところまで拡大するか検討することは適当でしょうか、また、有害情報への対策もあわせて検討することは適当かという問いかけを記述させていただいております。

その他検討すべき事項が、コンテンツ規律についてあるかどうかという点もヒアリングの対象としてはいかがかと考えております。

なお、諸外国における責任制限につきましては資料3の27ページでご紹介をさせていただ

ておりますが、一部調査中の箇所もございまして、ここでの説明は割愛をさせていただければと思っております。

コンテンツ規律につきまして、事務局からは以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございましたコンテンツ規律のパートにつきまして、ご意見をちょうだいできればと存じますが、いかがでございましょうか。

【舟田専門委員】 今ごろになってあれですけれども、中間論点整理をこのアジェンダ（案）に書き直したのはなぜかということをもう一度お聞きしたいのですが。つまり、中間論点整理はかなり詳しいですよ。そのうち一部を取り出しているわけですが、これはアジェンダと言うのですから、これだけを議題にするということ、つまり議題を絞ったということなのか、中間論点整理のままヒアリングに入るのはまずいのか、今ごろになってお聞きするのはあれですけれども、なぜこれを今日やるのか、中間論点整理のままでもいけないのかというのが一つ。

もう一つは、例えば5ページに、「日常生活に必需の情報の送信」というのはこのアジェンダ（案）で初めて出てきた言葉なんですね。中間論点整理ではないんですよ。それで、初めて出た言葉だから、なぜこういうことを出したのかちょっと説明をいただければと思います。

【秋本融合戦略企画官】 2番目のご質問から回答させていただければと思います。メディアサービス、特に特別メディアサービスにつきまして前回の委員会でもご審議をいただきました。その審議の中で、この特別メディアサービスを観念する際に、日常生活に必需の情報の送信ということで観念するのではないかと。

また、この審議会における検討の前段として検討していただきました研究会、昨年12月に報告書を取りまとめいただきました研究会におきましても、こうした議論がなされてきたというご紹介がなされたことと認識したものですから、こういう記述を置かせていただいた次第でございます。無論不十分な点がございましたら、改めさせていただきたいと考えております。

それから、舟田委員の第1の質問でございますが、中間論点整理に対しまして80件のパブリックコメントをいただきました。賛成の多い項目もございましたが、慎重なご意見を多数寄せていただいた項目もございました。また、前回のこの委員会の審議におきまして、実益の見込まれる規制改革事項、規律の改革事項、そして賛成論の多いところに集中して審議を重ねていき、個別の規制改革事項、規律の改革事項を積み上げて法体系全体をもう一度相談してはどうかというご意見がございましたので、それに従いまして、反対論の、あるいは慎重なご意見の多かった箇所につきましては、記述をあっさりとして簡略化させていただいております。

しかしながら、これでは不十分だということでございましたら、もちろん改めさせていただきたいと思っております。

【舟田専門委員】 もちろんパブコメをとったのですから、もう一度書き直しますのでけれども、私の質問は、このアジェンダ（案）から落ちたものはこれからは議論しないのかという、絞ったのかということですね。

【秋本融合戦略企画官】 議論しないということではございませんで、その他検討すべき事項

として、これに尽きない課題もあろうかと思っておりますので、そうした点は今後のヒアリング等、あるいは本日のこのご審議の場で追加をしていただければと考えているところでございます。

【長谷部主査】 いずれの項目についても最後にオープンな項目が入っていますが、その他にもありますかということが載っていますので、もちろんこれから委員の先生方の、これはむしろ頭出しをするべきであるということ、ご意見がございましたら、それも含めてということであろうかと思っております。

それから、先ほどの特別メディアサービスは、前回の私の発言がもとになっているのだと思います。ちょっとご迷惑をおかけしているかもしれません。

【舟田専門委員】 いえいえ、私は内容的には賛成なのですが、やはり一言と思って。

【長谷部主査】 いかがでございましょうか。長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 5ページ(3)③のメディアサービスに係る再送信制度のところなのですが、裁定になっているのを見てみますと、やはり地域免許との関係も非常に大きくて、民間放送が全国津々浦々にすべての局が放送されているわけではないという現状をどう考えるのかというのは、どこかでちょっと議論が必要なのではないかと考えています。

この再送信制度の裁定の部分と、それから再送信に参加するメディアが増えることと、もう一つ、もともとの基本の問題は、全国に今あるキー局の4局が全部放送されるようにしたほうがいいのではないかと私は思いますが、そういう議論はどこかで必要ではないのかと考えます。

【長谷部主査】 ご説明はありますか。

【秋本融合戦略企画官】 特に説明はございませんが、そうしたご意見を踏まえて、今後検討を深め、またヒアリングも行っていただければと思っております。

【長谷部主査】 長田委員ご指摘のとおり、そういう視聴者の利益の問題ももちろんございまして、他方では著作権法上の問題はどうなっているのだという議論もございまして。そういったいろいろ含めて議論していただければと思います。

中村委員、お願いします。

【中村専門委員】 一点ちょっとよくわからないので質問なのですが、5ページ(3)①の趣旨は、これはありていに言えば、特別メディアサービスはハードソフト一致を制度的に担保することが適当か、そういう問いかけと考えてよろしいでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 検討の出発点となりました政府与党合意におきまして、「基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手」とされておりましたので、この点を踏まえて、こういう記述を置かせていただいたものでございます。事務局からは以上でございます。

【中村専門委員】 大切な論点だと思いますので、そこはヒアリングをしっかりといただければと思います。その際に、現行の地上波の放送はハードソフトの一致が義務化されているわけですが、ほかのメディア、例えばCSですと受委託の制度で分離が義務づけられておりますし、ケーブルテレビは一致が原則ですが、チャンネルリースの制度もある。あるいは役務利用放送法は分離や一致というものを選択可能な制度になっているというふうに、その衛星やケーブルあるいは役務利用放送でもばらつきがいろいろありますので、そういったことも全体の整理が

必要かなと存じますので、これはコンテンツの規律というよりも、サービスやあるいはレイヤー間の問題かもしれませんけれども、そういったことも関係の方々からヒアリングをしてみたいと感じました。以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

今の中村委員のお話にもありますが、これは論理的に詰めて分類しているというよりは、審議をしたり、ヒアリングをしたりするときの大ざっぱな枠として分類をしているところでございますので、そういう視点も必要であろうかと思えます。

それでは、次のパートに行ってよろしゅうございますでしょうか。そういたしましたら、次の第3のパートのほう、事務局からご説明をいただければと存じます。

ウ 「5. プラットフォーム規律」、「6. レイヤー間の規律」、「7. 利用者利益の確保・向上のための規律」及び「8. その他の論点」

【秋本融合戦略企画官】 資料2の7ページをお開きいただきたいと思えます。プラットフォーム規律についてでございます。

(1) といたしまして、既存のプラットフォーム規律の位置付けについてでございます。現行放送法上、有料放送管理事業に係る規律がございます。これは注に書かせていただいておりますが、有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行おうとする事業者に対しまして、その一定の規模以上の事業者につきましては、業務の届出義務を課し、その適正かつ確実な運営確保の措置義務を課しているところでございます。

こうした現行規律につきまして、新たな法体系への移行に際し、コンテンツ規律と位置付けるのか、コンテンツ規律とは区分して位置付けるのかに関しまして、法技術的な観点から検討することは適当かと記述をさせていただいております。

この関連で、資料3の29ページをお開きいただきたいと思えます。通信につきましては、ボトルネック性を有する電気通信設備につきまして、指定電気通信設備制度による規律がなされ、不当な差別的な取扱いの禁止や利用者保護、事業者間につきまして相互接続義務等を課しているところでございます。この中で、電気通信設備の製造業者、販売業者に対しまして、不当な影響を及ぼさないといった記述も、電気通信事業法の30条3項3号でなされているところでございます。

放送につきましては、検討アジェンダ(案)に記述をさせていただいております有料放送管理業務を行う者に対する規律が、昨年の臨時国会におきまして改正放送法及び改正役務利用放送法で規定がなされているところでございます。

30ページをお開きいただきたいと思えますが、その詳細をお示ししてございます。現状ではスカイパーフェクト・コミュニケーションズさんがこれに該当いたしまして、届出をしていただき、提供条件等を明らかにしていただく、また苦情処理に応じていただく、そして業務の実施方針の策定・公表をしていただくことを求めているところでございます。こうした規律の位置付けを新たな法体系においてどうしていくのかという点をヒアリングすることとしてはどうかと考

ております。

この関連で、諸外国において放送プラットフォームに関しましてどのような規律があるかという点をご紹介するのが、31ページと32ページでございます。諸外国におきましては、CAS（コンディショナル・アクセス・システム）について規律を設けているところが多くございます。

米国では、ケーブル事業者に対しまして、ナビゲーション装置におけるCAS機能とセキュリティ機能との切り離しを義務付けております。EU指令におきましては、2002年に整備されましたアクセス指令におきまして、アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）、そして電子番組ガイド（EPG）、そしてCASにつきましてアクセス提供の義務付けを各加盟国に求めており、これに応じた法制度が英国、フランス、ドイツで施行されているところがございます。また韓国におきましても、CASのセットボックスからの分離や交換を可能とすることを義務付けているところがございます。

32ページは、欧州における放送プラットフォーム規律の詳細を示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。プラットフォーム規律につきまして、検討アジェンダ（案）にお示ししている事項のほかに検討すべき事項があるかという点につきましても、ヒアリングで検討を深めてはかがかかと考えてございます。

資料2の7ページにお戻りいただきまして、6. レイヤー間の規律についてでございます。まず紛争処理についてでございますが、異なるレイヤーに属する事業者間の連携を促進する観点から、現行の電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁機能を、情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討することは適切かという記述を置かせていただいております。

大変恐縮でございます、資料3の34ページをお開きいただきたいと思っております。電気通信事業法紛争処理委員会の機能を紹介するスライドでございます。紛争処理委員会は平成13年11月30日に設置をされまして、電気通信事業者間の接続等に係る紛争を処理する機関として運営されてまいりましたが、本年の4月1日から無線局の開設等に伴う混信防止に関する事務も追加されております。

通信あるいは無線局開設に伴う紛争のみならず、ほかのレイヤーに係る紛争につきましても、この委員会の紛争処理の機能を、対象を拡大する方向で検討することが適切かということでございます。

資料2の7ページにお戻りいただきまして、公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方。現行の電気通信事業法には、先ほどのスライドでも見ていただきました公正競争確保のための規律が一部ございます。これら現行規律を踏まえまして、新たな法体系の中で公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について検討を加えることは適切か。また、表現の多様性確保などの観点からのレイヤー間規律につきましても、その必要性も含め総合的な検討を行うことは適切か。

その他検討すべき事項はあるかとさせていただいております。

8ページにお進みいただければと思います。利用者利益の確保・向上のための規律でございます。伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定といたしまして、電気通信事業

法には重要事項の説明義務、苦情処理義務に係る規定、規律がございますが、こうした規定を情報通信サービス全体に適用することは必要か、及び充足すべき規定はないか検討することは適切かとさせていただきます。

また、利用者を直接救済する規定といたしまして、解除権や取消権のような民事的な効果を付与する方向で検討することが適切かどうか。

また、情報セキュリティ等に係る制度整備といたしまして、情報セキュリティや視聴者のプライバシーの取扱いに関する制度を整備する方向で検討することは適切か。

それから技術基準につきまして、新たな法体系への移行に際しまして、利用者保護、受信者保護の観点から、伝送設備に係る技術基準、電波で申しますと、効率的な利用、混信・妨害防止といった観点からの規律がございます。また、伝送サービスにつきましては、伝送サービス事業者の網、ネットワークに対する支障の防止、そして接続前提のサービスでございますので、責任分界の規律がございます。そうした観点からの技術基準。そしてメディアサービスにつきましては、簡便な受信の確保、品質確保といった観点からの技術基準がございます。これらごとにどのような規律内容とすることが適切か。

そして、特別メディアサービスというものを観念する、区分するといたしまして、放送中止事故などがあるという実情、そして電気通信事業法によって通信システムに課せられている安全性・信頼性の観点からの技術基準との異同を踏まえまして、特別な規律が必要か否かを検討することは適切かとさせていただきます。

その他、これら以外に検討すべき事項はあるかという記述も置かせていただいております。

この点につきまして、資料3の36ページをお開きいただきたいと思います。先進諸国における通信事業に対する利用者保護規律をお示ししております。一番右に日本の欄を設けておりますが、料金・約款規制は原則としてございません。説明義務、苦情処理義務、業務改善命令、意見の申し出制度等で利用者保護を担保している。類似の制度がEU、韓国にございますし、アメリカではFTCによる広告・表示規制等がなされているところでございます。

37ページと38ページは、我が国における技術基準の全体像、そして強制規格、38ページは法律で規定されております技術基準と民間標準の関係をお示ししてございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

恐縮でございます。資料2にお戻りいただきまして、8ページの下の方、その他の論点でございます。特定の法人の位置付けについてでございますが、NTT、NHKの業務内容に関する規定の位置付けにつきまして、中間論点整理では本委員会の検討の対象としないとしておりましたが、パブリックコメントで、新たな法体系の在り方について検討する際に当然影響が及び得るだろうというご指摘がございましたので、これら法体系の在り方について検討する際に、これら特定の法人に影響が及び得る場合に検討することは適切かと改めさせていただきます。

9ページにお進みいただきまして、既存事業者の位置付けにつきましては、中間論点整理とほぼ同様の記述、それを検討することが適切かという問いかけの形で記述を改めさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまご説明のございましたプラットフォーム規律以降につきまして、ご意見をちょうだいでできればと存じますが、いかがでございましょうか。

根岸先生は本日まだご発言がございませんが、何かございますか。

【根岸委員】 今回の分野に限定したものではありませんけれども、私自身も、中間論点整理と今回の検討アジェンダ（案）の関係が、必ずしもわからなかったわけですけれども、ご説明を聞きましてわかりましたけれども。しかし、確かに中間論点整理でパブリックコメントがあつて、それを踏まえて検討、先ほどの話だと検討しないと言っていたのも検討するというものが入ったということで、あるいは絞ったということでもありますけれども、しかし、ヒアリングをする上で、中間論点整理のほうがより詳細というか、書いてあつて、そういう書かれているものについてもやはりヒアリングの対象として、あるいは意見を述べていただければと思います。

それは先ほど主査がおっしゃった、最後にほかの検討すべき事項は全部入っているという話ではありますけれども、それでももちろんわかりますけれども、しかし、その内容について中間論点整理のほうがより具体的であるということですので、このアジェンダ（案）に書いてあることに何か狭く限定しないほうがよいのではないかと思います。

それから、これはちょっと言葉の問題だけかもしれないけれども、この今日のアジェンダ（案）で、ちょっと書き方が違うところつまらないところかもしれないけれども、例えば4ページでは、検討する方向が2つあると書いてあるところがあります。例えば、4ページの（2）は方向が2つあつて、いずれの方向かと書かれていまして、しかし、ほかのところでは必ずしもそういう書き方ではなくて、そして、例えば2ページを見ますと、何かもう方向は決まっているというような印象も受ける。そういうところも多分あるのだと思いますけれども、ほかのところでは方向が一つしか書いていないということなのですが、しかし、これも別に一つしか書いていないわけではなくて、こういう方向で検討することは適当かと書いてあることは、そうでない方向もあるからということがもちろん内在的に含まれているのだと思いますけれども、4ページでは、わざわざ2つの方向があつてというようなことが書かれてありまして、多分特別な意味はないのかと思いますが、ちょっと聞き方として若干気になったということでもあります。以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。パブリックコメント等を通じましてかなり具体的に選択肢が浮かび上がっているところは、スペシフィックな書き方になっているところはあるのだらうと思いますけれども、ただ根岸先生のご指摘、一般的にはおっしゃるとおりだと思いますので、どうもありがとうございました。

岡田委員はいかがですか。

【岡田専門委員】 資料3の32ページで、欧州における放送プラットフォーム規律の概要が書いてございますが、その下のほうで、B i Bに関する欧州委員会の決定というところに、電子取引のプラットフォームが、双方向テレビのプラットフォームと、いわゆるこれまでのパソコン、インターネットの電子取引プラットフォームとは異なる市場を構成しているというところに着目

しているようですが、一方で電子決済という観点から見ますと、例えば、双方向テレビの決済もパソコン、インターネットの決済もこれから一つの電子マネーで行うというように、もちろん融合していくような流れも考えられるというところで、この7番の論点の利用者利益の確保とも非常に深くかかわるところかと思いますが、果たして、なるべく一つのプラットフォームで電子決済ができるようにするのがよいのか、あるいは異なる市場という観点を重視するほうが適当な場合があるのか、こういったところについて今後ヒアリングの中で論点が明らかになっていければと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。木村委員、いかがでございますか。

【木村専門委員】 ご説明ありがとうございます。私もこのプラットフォーム規律に関しては、今の岡田委員と同じように、今後大切な論点にはなりそうな気はしまして、一点コメントしておきたいと思います。先ほど放送というか、特別メディアサービスをある意味では公衆、不特定多数に対する送信と定義したわけですが、当然、上り線の問題が今後は大きくなってくる。それを一体この法体系の中でどう位置付けていくことになるのかは、やはり重要な論点になるような気がします。この点、今後事業者の皆様からいろいろご意見は伺いたいと感じました。これは一つ感想です。

それで、もう全般に戻ってもよろしいですか。

【長谷部主査】 はい。

エ 全体

【木村専門委員】 ちょっと読み直してみて、やや気になった点で一点お答えいただければと思うのですが、2ページの法体系全般の一番下の④に、「新たな法体系の理念・目的、包括化すべき法律の範囲、配慮事項、国際化等について検討することが適当か」という、これはどういう意味なのかをちょっと聞かせていただければと思います。

【長谷部主査】 それでは、ご説明をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 申しわけございません。中間論点整理の法体系全般にありました小見出しのうち、法体系の理念・目的そして……。そうですね、参考資料をごらんいただいたほうがよろしいかと思います。参考資料で、3ページから「法体系全般に関する主な論点」とございます。そのうちの(2)(3)(4)(5)の見出しをそれぞれ抽出させていただきまして、これらについて検討することが適当かという記述を置かせていただいたものでございまして、それ以上のあまり意図がなかったのです。

【長谷部主査】 こう書くと、何か検討しないような書き方のような気がしないでもありません。そういうことではないということで。

【木村専門委員】 すいません。何かちゃぶ台を全部ひっくり返すみたいな感じがしましたので、そこは前提としながらも、そこをどう検討するかということですね。

【長谷部主査】 そうですね。そういうこととして。

【秋本融合戦略企画官】 申しわけございません。

【長谷部主査】 どうぞ、村上委員。

【村上委員】 全般的に本日の議論では、前回の中間論点整理があって、パブコメが行われ、パブコメを反映する形で今回の検討アジェンダ（案）が出てきているわけですが、論点が大分絞られてきていますし、新たに加わったところもあるということなのですが、論点が大分絞られてきていますし、新たに加わったところもあるということなのですが、パブコメをどう解釈をして、どう絞っていったか、あるいはなぜこれを加えたかという一連のまとまった説明があるとわかりやすいのですけれども、その間を我々推測しなければいけないので、議論がしにくい部分があるということかと思えます。

舟田委員、根岸委員のご意見もおそらくそういうところがあるのではないかと思いますので、ヒアリングに入る段階で、わかりにくいところはもう少しわかりやすくなるといいなと思います。これが一般的な感想なのですが、ここまで来てもやはり、先ほどの特別メディアサービスを情報の必需性で提示していくということですね。これは前回から絞られたところでもかなり大きな論点だと思うのですが、この情報の必需性で説明をしていくことについても議論の対象にさせていただくということでしょうか。

【長谷部主査】 その最後の点につきまして、必需性と申しますとちょっと狭い感じになりますが、ここはあくまで循環的なものでございまして、やはり日常生活で多くの人々が大体知っている、お互い知っていると思っているような日常生活上の情報を提供するメディアがボトルネック性を有しているということになりますと、結局そこから提供される情報が、多くの人々が共有している情報だということになっていて、社会生活の前提になる情報になってしまうのではないかと、そういう議論ですので、何かそれがないと明日もあさっても生きていけませんという、そういう意味での必需性という、非常に狭いことを言っていることではないという。

【村上委員】 その他のものは全部裁量的なものかという、そうでもないのですか。

【長谷部主査】 例えば、娯楽番組だって当然多くの人が見ていけば、この中に入ってくるのだということは当然議論としてはあり得る話ですので、あまりそこはご心配は要らないと考えております。

ただ手続的な問題で、なお説明の不十分なところがありそうだという点は、これは私も含めまして重々かみ含めなくてはいけないところかと思えますので、今後改善に努めていきたいと思えますけれども。

長田委員、いかがでございましょう。

【長田専門委員】 7ページのプラットフォーム規律のところですが、ここはパブコメで出ている意見を見ましても、直接そこにかかわる事業者なり団体からの意見が出ていて、前回もご指摘があったのですが、この中間論点整理の意見募集は、確かにきちんと手続をとって行われましたけれども、やはりなかなか法律のことが難しく、いわゆる一般の国民から広く意見が寄せられたとは言えない部分もあります。専門的にこのことに関心のある方々からの意見が非常に多かったということもあったと思うのですが、今回の整理になりますと、かなり狭い印象を与えられるのはやはり事実だと思ひまして、もう少し書き込めないものかと思うのですが。CASのこととスカパーさんのことだけが書いてあるというような印象があります。

【長谷部主査】 なるほど。どうもありがとうございました。

山本委員はいかがでございますか。

【山本専門委員】 全体的な感想程度なのですが、2ページの法体系全般に関する記述において、一方で市場の水平化と事業者間の垂直的連携という言葉が出てまいりまして、その次の2の伝送設備規律から4のコンテンツ規律というのは、いわば水平的なところを切ったものであると。それに対して、おそらく5のプラットフォーム規律であるとか、あるいはレイヤー間規律、あるいはもっと細かく言えば、いろいろな事業者間の関係が出てくるのだろうと思いますが、ここはいわば垂直的な連携に当たる部分で、確かにこの記述は一見非常に簡素で、今のところ簡素な感じはするのですが、ここは本当は極めて重要な部分ではないかという感じがします。ヒアリングの際に、確かに今、長田委員が言われたとおり、パブコメの際にもいろいろな意見が出てきていますけれども、もう少しここは細かく、実際に規律を行う必要性等をもう少し細かく精査することが必要ではないかという、そういう感じを持ちましたというだけです。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

本日いろいろなご意見をちょうだいいたしまして、具体的な修正のご意見をちょうだいした点もごございますが、そこはこれから私と事務局と含めまして相談をした上で、修正を考えていくことをいたしていきたいと存じますけれども、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、最後に、次回からヒアリングを実施することになりますけれども、これにつきまして事務局からご説明をお願いします。

(3) ヒアリングの実施について

【秋本融合戦略企画官】 資料4をご覧いただきたいと思います。ヒアリングの実施案についてでございます。

検討アジェンダ（案）の審議を深めることを目的といたしまして、関係の事業者の方々又は有識者の方々からの意見等を聴取し、また質疑応答もしてまいりたいと考えてございます。ヒアリングの持ち方についてでございますが、伝送設備規律、そして伝送サービス規律とコンテンツ規律、コンテンツ規律・法体系全般といったように、テーマごとにヒアリングを行ってはどうかとお諮りをしたいと考えてございます。

ヒアリングのスケジュールをご覧いただきたいと思いますが、次回のこの委員会におきまして、伝送設備規律からヒアリングを始めまして、次々回の委員会では、伝送サービス規律とコンテンツ規律を合わせてヒアリングの対象としてはいかがかと。コンテンツ規律につきましては分量が多うございますので、第10回の委員会におきましては、コンテンツ規律と、全体を見渡した上での法体系全般についてのヒアリングを行うこととしてはいかがかと考えて案を作らせていただきました。

議事の取扱いの2つ目の○でございますけれども、ヒアリング対象1者当たり10分程度で意見を聴取させていただき、その後、委員の皆様との意見交換を行う形で1者ずつ行っていく。

ヒアリングは入れ替え制とせず、他の方のヒアリングの際にも、ヒアリング済みの方も同席をしていただいて、質疑に対応していただければということではいかがかと考えてございます。

ヒアリング対象者は役員クラスの方でいかがでしょうか。また議事は公開し、終了後に配付資料と議事録を公表するというところではいかがかと考えてございます。

資料4については以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かご質問等ございますでしょうか。舟田委員。

【舟田専門委員】 どの時点かで一度発言させていただければと思っていたことがありまして、それは行政組織のことで、ちょっとすいません、今ごろになって申し上げて。

中間論点整理では行政組織についても検討課題となろうと書いてあって、今回は、その他検討すべき点ですから、それも入っているという先ほどのお話だと思いますけれども、どうも実際に総務省の場でこういう発言をいつしたらいいのか、ずっと迷っていたのですけれども、しかし一度しておかないと、これからは事業者の皆様方、もし何か意見があったらぜひお願いしたいと思います。そういうこともありまして、今日一言だけお話しさせていただきたいと思うのですけれども。

意見の中では、経団連から、独立行政委員会の方式が望ましいというのがかなり前から出ていたわけでありまして。また放送については、ご承知のとおり欧米でも広く独立行政委員会方式が使われてきた。これはその独立性及び専門性を発揮するにはやはり最適な方法ではないか、また手続面でも慎重な、あるいは公正な手続を保証するという意味でも望ましいのではないかと考えるわけです。

日本の場合、例えばパブコメとかヒアリングとか行われていますから、実質上そんなに変わらないことに力を注ぐのかという意見もあるかと思っておりますけれども、しかし、今後放送と通信が融合する中で表現の自由にどう国として関与していくのかということについての、一つの組織法上のアイデアではないかなという気がいたします。

いろいろ昔からこれは議論があって、振興と規制を分けることができるのかとか、いろいろ議論があるのは承知しておりますけれども、それについてはほかの国でも比較的円滑な協力関係を保っているところもある。そういうことで、これについてもご意見があったらお聞きしたいし、検討のアジェンダとして載せていただきたいと思いますということでございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。どなたを相手に意見を聞くかが問題ですがけれども、いろいろ考えさせていただければと思います。

村上委員、お願いします。

【村上委員】 この検討アジェンダ(案)をベースにしてヒアリングを行うわけですが、そのときに中間論点整理があって、これをベースにして検討アジェンダ(案)ができていますということにしていけば、行政組織の問題も扱ったわけですし、ユビキタス法制の問題も元のものには出ているわけですので、これもお出しをして、意見を言っていただくというのはいかがでしょう。

【長谷部主査】 問題として考えられるのは、ちょっと時間が限られておりますので、最初のプレゼンテーションのときに中間論点整理に関することを何でもかんでもお話しいただくというのは、なかなかそれは難しいかと思えます。プレゼンテーションの論点は限らせて、これだけということはないと思うのですけれども、限らせていただいた上で審議の中でということ。

【村上委員】 はい、そういう意味です。

(4) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 なるほど。はい、わかりました。確かにそういうことは一つ考えられるかと思えます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、少なくともスケジュール、それから議事の取扱い等につきましては、ただいまの事務局案のとおりということをお願いできればと存じます。

そういたしますと、次回の第8回の会合ですけれども、これは伝送設備規律に関するヒアリング、これを9月の26日（金）の17時から、午後5時から行うということにいたしたいと存じます。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 開催場所についてはまだ調整中でございますので、別途ご案内させていただきます。以上でございます。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第7回）を閉会いたしたいと存じます。どうも本日は貴重なご議論をいただき、ありがとうございました。

以 上